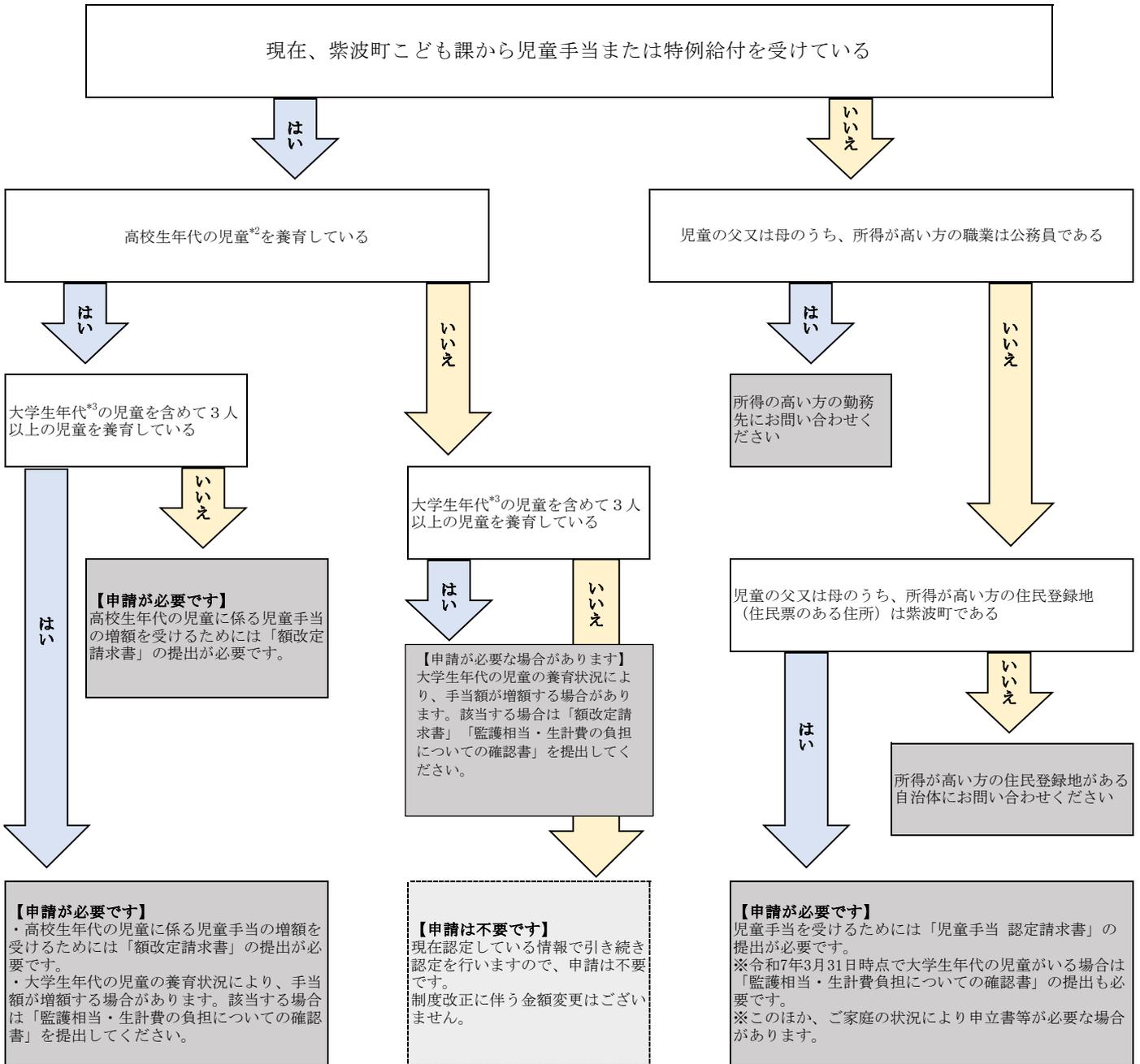


# 令和6年度 児童手当法改正に伴う手続きフローチャート

## 児童手当の考え方

児童手当は原則的に養育している児童<sup>\*1</sup>（生計を維持している児童）の父・母のうち、生計の維持の程度が高い方（所得が高い方）が受給者となります。  
 ※受給者と配偶者が別居している場合でも、仕送り等により児童の生活の面倒を見ている場合は支給の対象となります。※別途申立書が必要です。



## ◎用語の説明

- \*1 「児童」・・・0歳から18歳までの児童
- \*2 「高校生年代の児童」・・・平成18年4月2日から平成21年4月11日までに生まれた児童
- \*3 「大学生年代の児童」・・・平成14年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた児童